

# 第3章 朝鮮半島

「非核化」交渉の行方

《第3章執筆者》

渡邊武（代表執筆者、第1節）

小池修（第2節）

朝鮮半島の「完全な非核化」をうたう南北首脳による「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」（以下「板門店宣言」）の直前、北朝鮮の労働党中央委員会は核兵器の運用継続を前提とするドクトリンを確認する決定書を採択した。それによれば、核実験場の廃止は「世界的な核軍縮」のためだとされる。もし「世界的な核軍縮」に合わせて「完全な非核化」を実施するのなら、それまでの間は核兵器保有が許容されるとの認識が前提にあるのだろう。事実、党中央委員会は核兵器不拡散条約（NPT）第1条での核兵器国の義務のように「核兵器と核技術を移転しない」とも確認している。

板門店宣言と「9月平壤共同宣言」（以下「平壤宣言」）で、北朝鮮は朝鮮半島の非核化を米国の拡大核抑止も排除する非核地帯の設置とみなす姿勢も強く示唆した。これは過去に北朝鮮が定義した「安全の保証」と一貫性があり、それに従えば在韓米軍の地位に影響を与え得る。加えて「世界的な核軍縮」が北朝鮮による核放棄の要件ならば、それまでは非核地帯も設置できない。北朝鮮の要求は米国が核攻撃をしないとの消極的安全保証（NSA）にとどまっておらず、NSAと交換に核兵器を捨てる義務を回避しようとしている可能性が懸念される。

また、板門店宣言が示した中国を排除する平和体制構築の可能性は、第2回南北首脳会談（2007年）の宣言の内容と類似しており、その際、宣言の数カ月後に北朝鮮は中国から米韓同盟は「遺物」だと非難する従来でない立場を引き出す成果を得た。板門店宣言でも、北朝鮮は、これに先立つ金正恩朝鮮労働党委員長・国務委員会委員長による初の中朝首脳会談以降、平和体制構築における中国の役割の確認を回避し続け、それに関心を持つ中国に連携強化を促した。

他方、韓国の文在寅政権は平和体制構築を主導するとの認識に基づき、金正恩委員長のメッセージを伝達してドナルド・トランプ米大統領から米朝首脳会談開催への同意を引き出した。「分断体制」を終焉させ南北関係を安定化させるべく、文在寅大統領は金正恩委員長との板門店宣言で非核化をうたい、南北間の軍事的緊張緩和のため軍事境界線

(MDL) 一帯での宣伝放送や、ビラ散布の中止、黄海の北方限界線(NLL) 一帯を平和水域とすることで合意した。

米韓同盟については、米朝首脳会談で合意された平和体制の構築に向けた措置として、定例の米韓連合軍事演習が中止されることが発表されたが、演習の中止が長期化すれば米韓連合作戦能力に悪影響を与える可能性がある。朝鮮半島をめぐる情勢の変化を受けて、文在寅政権成立後に検討が進められてきた「国防改革 2.0」も、北朝鮮への先制攻撃や報復を念頭に置いた攻勢的な作戦概念を含む部分については、再検討がなされた。韓国が平和体制構築に努力する中、戦時作戦統制権移管や米軍の駐留経費分担をめぐる米韓交渉など、今後の抑止態勢や同盟の役割に関する議論が米韓間でどのように調整されるかが注目される。

## 1 北朝鮮——核と交渉

### (1) 核の運用継続を可能にする「非核化」

2018年4月27日、史上3回目の南北首脳会談で両首脳は板門店宣言に合意し、その中で「完全な非核化を通じて核のない朝鮮半島を実現するという共同の目標」が確認された。しかしこの直前、金正恩委員長の指導下に開かれた党中央委員会全體會議は、決定書（以下「党中央委員会決定書」）を採択し、核兵器の運用に必要なほぼ従来どおりのドクトリンを再確認している。それによれば「核の威嚇や核の挑発がない限り、核兵器を絶対に使用することはない」のだという<sup>1</sup>。核兵器の運用継続を強く示唆するこうした北朝鮮の方針のために、その後の米朝「シンガポール共同声明」(6月12日)で非核化タイムテーブルに合意できなかった可能性も考えられる。以下、この点を説明していきたい。

まず、党中央委員会決定書は、北朝鮮による核実験の中止が「世界的な核軍縮のための重要な過程」だとも述べている。板門店宣言のいう「完全な非核化」が、「世界的な核軍縮」の実現する将来における課題なら、核兵器運用のドクトリンも引き続き必要となろう。

自らの核兵器の放棄を「世界」の非核化まで実施しないとの意味にもとれる言説は、最近10年ほどの北朝鮮に目立つ傾向である。2009年にブラハで米国のバラク・オバマ大統領が「核兵器のない世界」について演説した半年ほど後、北朝鮮の国連代表は、第64回国連総会第1委員会において「世界最大の核兵器国が核軍縮で先頭に立てば、各地域で新たに登場した核兵器保有諸国にも肯定的な影響を与える」と述べ、それは「地球上から核兵器をきれいに清算するのにも有益」だとの立場を表明していた<sup>2</sup>。

「完全な非核化」の義務を「世界的な核軍縮」の一部と定義し、その実現までは核兵器保有の権利があるととらえる場合、その「非核化」の義務はNPTにおいて核兵器国が約束する「全面的かつ完全な軍備縮小」のための条約交渉の義務<sup>3</sup>に近いとも考えられる。実際、NPTの核兵器国に類似した存在として自らを位置付ける北朝鮮の概念も、2013年に「自衛的核保有国の地位」として法制化されている<sup>4</sup>。

同法制においては、「自衛的核保有国」たる北朝鮮は、NPTの第1条で規定される核兵器国の義務と同様に「核兵器やその技術、兵器級核物質が不法に流出しないよう徹底的に担保」することとなっている。2018年の党中央委員会決定書もこれを引き継いで北朝鮮が「核兵器と核技術を移転しない」ことを確認しており、NPTの核兵器国に類似した地位を主張してきた従来の立場を基本的に継承するものだったといっよい。

また、2013年の法制では、北朝鮮は「世界の非核化」に至るまでの間、「ほかの核保有国が我が共和国を侵略したり攻撃する場合」の報復手段として、核兵器を運用するとされている。そうした報復を「核の威嚇や核の挑発」を受けた場合に限定したのが板門店宣言前の党中央委員会決定書であったと考えることもできる（ただし、決定書の文言も敵対者の威嚇や挑発が核攻撃に至らなかった場合でも核兵器で応じる余地を否定していない）<sup>5</sup>。

北朝鮮は、こうした核兵器運用継続に必要なドクトリンを確認した上

で「完全なる非核化」を含む2018年4月の板門店宣言に合意した。6月の米朝首脳会談までにも、北朝鮮は上述の立場をあらためて確認している。北朝鮮の核兵器研究所の北部核試験場「廃棄」を伝える声明によると、「核実験中止は世界的な核軍縮の重要な過程であり、我々は核兵器のない平和な世界」のため「世界の平和愛好人民」と手を携えるのだという<sup>6</sup>。

そして、この声明と同日に発表された外務省第1副相談話は、米国のマイク・ペンス副大統領とジョン・ボルトン国家安全保障担当大統領補佐官を非難し、リビアと北朝鮮を比較する彼らは「厳然たる現実を悟ることができず」にいと断じ<sup>7</sup>、結果的にトランプ米大統領が米朝首脳会談の中止をいったん表明する契機となった。核実験場への措置が「世界的な核軍縮のための重要な過程」であり、かつ数日後の『労働新聞』論評で示されたように、北朝鮮があくまでも「我々が決めた軌道」と「我々の時間表」に従っていくのだとすれば<sup>8</sup>、この非核化タイムテーブルは「世界的な核軍縮」まで終わらない可能性も否定できなくなる。

すなわち、「世界の非核化」へのステップを踏んだと強調する北朝鮮の言説は、そのような未来まで非核化完了を待たないリビア・モデルを否定するものであったと見ることができよう。実際に6月12日の米朝シンガポール共同声明では、そこに至る議論の詳細は開示されていないものの、南北首脳会談の板門店宣言と同様に朝鮮半島の「完全な非核化」をうたいながらも、非核化タイムテーブルを明示しなかった。

## (2) 「安全の保証」は不拡散と一貫するか

米朝シンガポール共同声明でトランプ大統領は、北朝鮮に「安全の保証」の提供を約束した。この「安全の保証」が米国から核攻撃や核の威嚇を受けないという保証、つまり NSA を意味するのかどうかについて、北朝鮮は公の場で説明していない。かつて、北朝鮮は米国が NSA を守らなかったことを、核武装の理由として強調していた。2002年に発表された北朝鮮外務省の声明は、米国が北朝鮮を核の威嚇や核攻撃の対象としないとの約束を守らず NPT の「基本精神」に従わないがゆえに、北朝鮮は核武装に向かうとしている<sup>9</sup>。

NSA は、保証を提供し核兵器を保有し続ける国と、保証を受け核兵器を保有しない国の立場の違いを前提としている。これは「世界的な核軍縮」の概念とは異なり、核兵器を保有し続ける米国などが、その保証を受ける非核兵器国（北朝鮮）と同時に非核化されるわけではない。もし、北朝鮮が NSA の代わりに「世界的な核軍縮」を要求するのであれば、それは同国が米中などと対等な核兵器保有の正統性を与えられない NPT 体制には戻らない意思を示唆するものだと見ることもできよう。

北朝鮮が「安全の保証」について説明の回避を始める前、最後に公にしたと思われるその定義は、2016年7月6日の北朝鮮政府代弁人声明に見ることができる。それによれば、米国は①韓国に持ち込んだ核兵器を公開し、②核兵器と「その基地」を撤廃して検証を受けねばならず、③朝鮮半島と「周辺」に周期的に展開する核打撃手段を二度と引き入れないと保証し、④いかなる場合にも核および核を動員する戦争行為により北朝鮮を威嚇したり、北朝鮮に対し核を使用することがないと約束し、⑤韓国内で「核使用权」を持つ米軍の撤収を宣言しなければならないとし、「そのような安全の保証」があれば北朝鮮も相応の措置をとり「朝鮮半島の非核化」の「突破口」が開かれるとしている<sup>10</sup>。

これら「安全の保証」のうち、第4項が示す内容は、米国が北朝鮮に核を使用しないという点で NSA を意味するかのような印象を与える。

しかし、歴史的なNSAの議論においては、核の脅威がないと保証されることと、かかる保証を得た国がNPTの下で核兵器を保有しないことが交換条件になればならない。核兵器を使用し得る米軍基地の撤収が必要だと読める第2項および、「核使用权」を持つ米軍の撤収宣言を要求する第5項がある以上、そのような交換条件は成立しないとも考えられる。仮に米国が核攻撃や核の威嚇をしないと保証しても、核兵器を運用し得る米軍基地や米軍部隊の存在を理由に、北朝鮮は核武装の継続を主張する余地があるからである。そうだとすれば、この北朝鮮政府代弁人声明に見られる「安全の保証」とは、一般に論じられてきたNSAとは異なるものだといえよう。さらに、列挙された要求項目のすべてが満たされても、非核化の「突破口」が開かれるとされるにとどまっており、「安全の保証」があれば非核化するとの論理構成が回避されている。

また、第3項で北朝鮮は戦略資産の周期的配備（北朝鮮による核の脅威の高まりに応じて米韓同盟で生じた議論、rotational deployment<sup>11</sup>）の禁止を要求している。第4項の核攻撃の禁止と合わせ北朝鮮は、米国が韓国に代わって核報復を行う約束、拡大核抑止を提供できなくなる非核地帯の設置も「安全の保証」として要求しているとの見方もある<sup>12</sup>。

実際、シンガポール共同声明から半年を経た12月に北朝鮮国営の朝鮮中央通信は、米国が「北朝鮮の非核化」という「部分的な概念」を「朝鮮半島の非核化」と同一視しているとし、南北朝鮮のみならず「朝鮮半島を狙っている周辺からのあらゆる核の脅威要因を除去」することが「朝鮮半島の非核化」の合意だと主張した<sup>13</sup>。これは4月の板門店宣言からも予見可能な姿勢だったといえるかもしれない。

板門店宣言における「核のない朝鮮半島を実現」する合意を、朝鮮中央通信は半島を非核地帯にすると英訳していた（“turning the Korean peninsula into a nuclear-free zone”）<sup>14</sup>。続く9月の平壤宣言は朝鮮半島を「核兵器と核の脅威のない平和の場」にするとして、核兵器保有と核の脅威を禁じられる主体を南北と明示せず、一層、非核地帯に近い印象を与えることとなった。かつて、1992年1月に採択された南北非核

化共同宣言が、主語を南北朝鮮に限定して核攻撃しないとうたったがゆえに、米国の拡大核抑止を禁じられなかったことを北朝鮮が理解していないとは考えにくい。

そして北朝鮮が2018年の核実験中止に関して強く示唆したとおり、もし北朝鮮が世界的な核軍縮実現に向けた動きが起こるまで核兵器を維持するのなら、米国の核兵器を大幅に削減し、韓国への拡大核抑止の提供が終わりを迎えるまで、朝鮮半島の非核地帯も設置できないことになろう。この条件での非核地帯の実現は現実的に容易ではない。その場合に考えられる北朝鮮の合理的目標は、非核地帯の設置そのものではなく、北東アジアの非核地帯設置を妨げるものとして米軍プレゼンスの正統性を否定し、それをもって自らの核武装を正当化し続けることなのかもしれない。

板門店宣言で南北が目標として合意した平和協定についても、過去に北朝鮮が繰り返してきた議論から考察すれば、平和協定の締結とともに国連軍司令部の解体と米軍撤収も実現しなければならない。平和協定が締結できない状態は「平和でも戦争でもない」不安定の継続だという<sup>15</sup>。もし北朝鮮が核兵器保有の継続を目標としているのなら、このような平和協定を締結できないことは必ずしも失敗とはいえない。そのとき北朝鮮には、「平和」ではない状況を理由として核兵器保有を正当化する選択肢が考えられるからである。「安全の保証」と切り離して平和協定を締結した場合、締結後に「安全の保証」の欠如を理由として北朝鮮が非核化に逆行する可能性を示唆する議論もある<sup>16</sup>。いずれの場合でも、北朝鮮が核実験中止により軍事的圧迫を受けなくなれば、同国が事実上の核兵器国たる地位の安定にその状況を活用する可能性も考えられよう。

他方で、北朝鮮が経済を優先することで非核化が進むとの見方もあり得よう。板門店宣言に先立つ党中央委員会決定書を採択した際、金正恩委員長は、核と経済の「並進」路線の完結を受け、「党と国家の全般事業において経済事業を優先視する」との方針を示した。しかし恐らくそ



れも、大規模な外資流入を前提とする中国的な改革開放ではないがゆえに、米国との国交樹立の可能性を著しく狭める核兵器の運用継続とも矛盾しないと考えられる。党中央委員会全員会議で経済優先の方針として強調したのは、開放ではなく閉鎖的な「自力更生」である<sup>17</sup>。

「社会主義企業責任管理制」の下で拡大しつつあるともいわれる企業の裁量権についても、企業の自律的な目標と利益の追求を許容するというよりも、中央からの増大するノルマの達成方法における裁量権になりつつあるとの指摘がある<sup>18</sup>。そうだとすれば、「社会主義企業責任管理制」は、必ずしも市場経済への動きに結びついていない。北朝鮮は市場経済と経済開放を可能にするほどの対米関係の改善や、そこまでの非核化を受け入れる生存戦略をいまだに採用できていないと見ることもできる。

### (3) 対外アセットとしての平和体制

金正恩委員長は米韓との交渉に乗り出しつつ、2018年3月26日に就任後初めて中国を訪問し、習近平共産党総書記・国家主席と会談を行った。その後も、両首脳は5月および6月と短期間で3回もの会談を行っている。他方、北朝鮮は板門店宣言で、中国を排除して「北南米3者」による「終戦を宣言して休戦協定を平和協定に転換」し、「平和体制」を構築するための会議を開催する可能性を示した。

ある国に協力しなければ見捨てられるとの懸念を抱く国があれば、当該国は相手国の目標を共有する強い動機を持つ<sup>19</sup>。それが同盟政治だとすれば、これらの北朝鮮の姿勢は矛盾した動きではないのであろう。北朝鮮は、中国が朝鮮半島の平和体制に関わる機会を逃す可能性を強調することで、中国に北朝鮮と連携する動機付けを与えようとした可能性が考えられる。

歴史的に見れば、北朝鮮が中国を排除する米朝平和協定を主張し始めたのは、中国が米中接近後に国連軍司令部を存続させる形で米国側と妥結した翌年の1974年以降のことである。その後、短期間とはいえ、中国は国連軍司令部の解体に向けた努力を再開した<sup>20</sup>。このような傾向

は、板門店宣言のひな型ともいえる第2回南北首脳会談（2007年10月4日）後の動きにも見てとれた。同会談の宣言が初めてうたった3首脳の終戦宣言推進は、米朝に首脳会談の当事者たる韓国を平和体制プロセスに加えた3者によるもので、形を変えた中国排除だったといえてよい。中国外交部が米韓同盟を「歴史の遺物」のようなものなどと、従来に比して著しく明確な在韓米軍への否定的姿勢を示したのは、この中国排除から数カ月となる2008年5月27日のことだった<sup>21</sup>。

もともと中国が同盟全般を否定するために主張していた「新安全保障観」は、米韓同盟を具体例としなかったため、「遺物」としてその解体を主張する北朝鮮の平和体制論とは距離があった。こうした過去の主張とは対照的に、上述の中国外交部による米韓同盟「遺物」論は、六者会合の合意事項（第4回会合共同声明第4項）である、平和体制と連動する「北東アジア安全メカニズム」が同盟に代わって機能すべき、との見解にも触れ<sup>22</sup>、中国が北朝鮮の立場に近づく意図を強く示唆していた。中国は、北朝鮮が平和体制へのプロセスから中国を切り離すサインを見せた後、北朝鮮への協力姿勢を明確化したことになる。

中国外交部は、2016～2017年に北朝鮮による核とミサイル実験が繰り返される中でも、非核化と平和協定推進の「双軌並行」を主張したが、これは2008年の米韓同盟「遺物」論に近い内容だった<sup>23</sup>。そこに北朝鮮が、中国に一層、安全保障上の目標を共有させる機会を見ていたとしても不合理ではないだろう。

金正恩委員長の初訪中は、韓国大統領特使の訪朝で第3回南北首脳会談の開催に合意した後になって実施された。中朝首脳会談直後に行われた両国の外相会談の発表を見ると、続く板門店宣言で中国排除の可能性を示すことになる平和体制に関して、北朝鮮は中国の関与の申し出に曖昧な反応に終始したとも読み取れる。

中国側の発表によると、上述の外相会談で中国側が「朝鮮半島の平和体制」確立に向けた意思を表明したのに対して、北朝鮮外相はその点には言及しなかった<sup>24</sup>。北朝鮮側の公式報道において、少なくとも通常の

媒体ではこの外相会談に関する言及は見当たらない。訪中時の金正恩委員長も平和体制に公には言及することなく、「朝鮮半島情勢の管理」に関し、習近平総書記と意見交換したと述べるにとどめた<sup>25</sup>。北朝鮮は南北首脳会談前から板門店宣言を対中政策の手段とすべく、米国と北朝鮮の3者に限定した終戦宣言の選択肢を示すことを予定していたとも考えられる。

その後も北朝鮮は、平和体制における中国の役割に関し曖昧な姿勢を維持したまま、中国との連携強化の意思を表明することとなる。板門店宣言直後の中朝外相会談では、中国側発表によれば、北朝鮮外相が平和体制確立に向けた中国との密接な意思疎通の意思を表明しているものの<sup>26</sup>、北朝鮮側の公式報道ではそれが確認できない<sup>27</sup>。金正恩委員長はシンガポールでの米朝首脳会談後に再び訪中したが、やはり平和体制で中国が当事者であるのか公の場で確認しないまま、「中国の同志と1つの参謀部で協力」し、「真正の平和を守護」すべく「自己の責任と役割を果たしていく」として<sup>28</sup>、中国との連携を前提に自国の安全保障を図る意思を示した。

一方、制裁解除に関連し、中国との連携強化の部分的成果があった。北朝鮮外相は、2018年9月の国連総会における演説で、一部の国がシンガポール共同声明を「歓迎」する国連安保理議長声明を阻止するという憂慮すべき態度を示したと述べた<sup>29</sup>。阻止された議長声明とは、恐らく金正恩委員長が再訪中して間もない6月28日に中国が推進したとされるものである。報道によれば、この議長声明はシンガポール共同声明を「歓迎」しつつ、北朝鮮への制裁決議を「調整」する安保理メンバーの意思を表明したものだ<sup>30</sup>。北朝鮮外相の国連総会演説は、「安全保障理事会はすなわち米国だという汚名」を1日も早くはらすべきだと強調する形で、中国のさらなる協力を促した。

他方、北朝鮮の主張する米朝平和協定で排除されてきたのは中国のみならず、韓国も同様であった。板門店宣言で見られたとおり、終戦宣言の推進で韓国と合意することは北朝鮮が韓国排除をやめると期待させる

ことであり、その期待を満たすことと交換に、韓国を望ましい方向へと動かすことも北朝鮮の選択肢となろう。

3者による終戦宣言と同様に板門店宣言で合意された、韓国が海上境界線と主張する NLL 一帯の「平和水域」化もまた、2007 年の第 2 回南北首脳会談の宣言に盛り込まれていたものであった。そして同合意は、恐らく北朝鮮が NLL を無効化すれば、韓国を平和体制の当事者と認めることを示唆した結果だったとの議論もある<sup>31</sup>。「平和水域」による韓国側の譲歩と 3 者の終戦宣言推進の合意は交換条件であった可能性があり、韓国は板門店宣言において、その「平和水域」の合意をあらためて受け入れたことになる。

北朝鮮側発表の板門店宣言が引用符で囲む形で「北方限界線」と言及していることが同国による NLL 承認を意味するとの見方もあり得るかもしれないが、引用符は北朝鮮の公式報道で一般的に同国が正統性を認めていないと強調したい対象に用いられる<sup>32</sup>。過去にも、北朝鮮当局が NLL の正統性を否定する目的の声明で引用符を付して「北方限界線」との名称に言及したことはあった<sup>33</sup>。

平壤宣言時の「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」(表 3-1 参照)でも、北朝鮮が NLL を基準として「緩衝水域」(合意書 1 条 2 項で定義された水域に対する韓国側の呼称<sup>34</sup>)。同水域内で砲射撃および海上機動訓練の中止、海岸砲の封鎖などを双方が受け入れ)の範囲を認めたのが明確ではない。この点について、韓国国防部長官は国会において、「緩衝水域」を NLL を基準として南北の同程度の水域がこれに含まれるという「面積の概念」ではなく、「脅威縮小の側面」でとらえるべきだと答弁している<sup>35</sup>。

また、韓国国防部は「NLL を尊重する中で等面積の原則で適用しなければならない」として<sup>36</sup>、やはり南北の水域が同程度含まれるべきとする「共同漁労水域」(合意書 3 条 2 項)についても、「NLL を基準として協議する予定」(韓国国防部長官発言)としているに過ぎず、合意書で境界線が画定したわけではない<sup>37</sup>。同水域の範囲を実際に画定でき

るかは、事後の南北軍事共同委員会における境界線画定の協議にかかっている（合意書付属文書4）。

この状況を北朝鮮から見れば、NLLが境界線の基準とならないようにするべく、今後の韓国との交渉に臨むことになろう。従って北朝鮮には韓国に譲歩させる手段として、平和協定からの韓国排除のオプションを留保する理由がある。実際、北朝鮮は依然として、中韓を排除する米朝平和協定を主張する際（1994年）にボイコットした、休戦協定に基づく軍事休戦委員会に復帰していないとも指摘されている<sup>38</sup>。

前例である2007年の南北首脳会談での「平和水域」合意の場合、その後韓国国防当局がNLLを境界線とする認識を再確認し、両者の関係は膠着していった<sup>39</sup>。そして2015年10月、北朝鮮外務省は韓国軍の戦時作戦統制権を持つのは米国であるとして、米朝の平和協定締結を再び提起する談話を発表し<sup>40</sup>、韓国を平和協定プロセスから排除する姿勢に回帰した。

NLLをめぐる膠着から再度の米朝平和協定の主張まで数年を要したのは、対中関係上の都合によるものであったとも考えられる。上述の2008年5月の外交部による米韓同盟「遺物」発言後、中国は北朝鮮の対米脅威認識を共有する姿勢を数年間にわたって続けた<sup>41</sup>。その間、北朝鮮は米朝平和協定を主張していない。しかし2010年の韓国哨戒艦「天安」撃沈事件後をピークとして、中国がそうした脅威認識共有の意思を確認しなくなった後、米朝平和協定が再度主張されることになった。翌2016年からの緊張下で、中国が北朝鮮の立場に近い「双軌並行」を主張し始めたのは、この米朝協定の再提起に続く動きだったと見ることができよう。

北朝鮮外務省が米朝平和協定を主張した2015年の談話は、韓国との「8月事態」にも言及している。「8月事態」とは、談話発表の1カ月前、2015年8月にMDL一帯で生じた韓国との緊張状態である。この状態を解消すべく、北朝鮮は同月24日、韓国の拡声器放送中止と「同時に」「準戦時状態を解除」するとの南北「共同報道文」を発表していた。

しかし、実は「同時に」との文言は韓国側発表にはない<sup>42</sup>。北朝鮮は、自らの体制と競合する自由民主主義の浸透を企図する韓国に対して、軍事的報復を正当化する「同時に」という文言の挿入を試み、これを拒否されていたと考えられる。

「8月事態」から約2年半を経て、板門店宣言では「軍事的緊張と衝突」の原因となる「拡声器放送とビラ散布」をはじめとする敵対行為をMDL一帯で中止するとうたった。「拡声器放送とビラ散布」を有効な手段とするのは韓国側だけであり、従って板門店宣言に基づけば、韓国がその禁止事項を守って、初めて北朝鮮による「緊張と衝突」が回避される。これは北朝鮮にとって、2015年8月の合意で得られなかった、韓国による自由民主主義の浸透を軍事的に抑止する法的根拠になり得るのではないだろうか。

## 2 韓国——「分断体制」克服の努力

### (1) 3回の南北首脳会談と南北関係の進展

文在寅大統領は、2007年に行われた第2回南北首脳会談の際の大統領秘書室長であり、第2回南北首脳会談推進委員長を務めた際の遺産を引き継ぐべく、2017年5月の就任後から北朝鮮への「圧力」とともに「対話」が必要であるとし、融和的姿勢をとることを累次強調していた<sup>43</sup>。一方で2016年から2017年にかけて40発もの弾道ミサイルを発射するとともに3回の核実験を行い、朝鮮半島周辺の軍事的緊張が高まっていた。

その流れが一変したのが、2018年1月1日に発表された北朝鮮の新年の辞であった。金正恩委員長が直接朗読した「新年の辞」の中で、2018年2月の平昌冬季オリンピックに代表団を派遣する用意があり、そのための南北当局会談を行うことができると表明した<sup>44</sup>。これに韓国が反応し、翌日には1月9日に南北閣僚級会談を行うことを提案した<sup>45</sup>。北朝鮮もこれに応じ、南北閣僚級会談では平昌冬季オリンピック

に選手と応援団を派遣するとともに軍事当局者会談を行うことなどで合意した<sup>46</sup>。2月に行われた平昌冬季オリンピックでは、開会式で南北が合同で入場し、一部競技で南北合同チームが結成されるなど、「感動」を演出した。また、北朝鮮高官級代表団として金永南最高人民会議常任委員会委員長と並んで金正恩委員長の実妹、金与正労働党中央委員会副部長が参加し、注目を集めた。オリンピック後のパラリンピックにも北朝鮮代表の選手団が参加するとともに、例年この時期に行われている米韓合同軍事演習（後述）はパラリンピック後まで延期され、融和ムードを一層加速させた。

韓国は、続く3月に国家情報院長、大統領府国家安保室長などから成る大統領特別使節団（以下「特使団」）を北朝鮮に派遣し、特使団のメンバーが金正恩委員長らと会談した。その結果、南北は4月末の南北首脳会談開催、南北首脳間ホットライン設置に合意し、北朝鮮は軍事的脅威が解消され、体制の安全が保障されれば核兵器保有の理由がないこと、米朝関係正常化のための対話の用意があり、対話の進行中は核・ミサイル実験をしないことを明らかにした。引き続いて、特使団は北朝鮮からの「メッセージ」を携えて訪米し、米国のトランプ大統領らと会談し、トランプ大統領から「歴代政権のように対話の対価として譲歩をすることはしない」と留保されつつも、5月までに米朝首脳会談を行うことへの同意を引き出した<sup>47</sup>。

2018年4月27日、韓国の文在寅大統領は、朝鮮半島の南北を分かちMDL上の板門店共同警備区域で北朝鮮の金正恩委員長と2000年、2007年に次ぐ3回目の南北首脳会談を行った。その結果、南北の軍事的緊張緩和、朝鮮半島の平和体制の構築と非核化などが盛り込まれた板門店宣言に合意した<sup>48</sup>。この南北首脳会談は前述のような軍事的緊張状態にあった朝鮮半島が緊張緩和に向かう象徴的な会談であったといえよう。

先の韓国特使団の訪米で合意され、その後6月に行うことになっていた米朝首脳会談の中止が5月24日に発表されると、同月26日には4回目の南北首脳会談が3回目の南北首脳会談と同じく板門店共同警備区域

で行われ、事後にその事実が発表された<sup>49</sup>。文在寅大統領は、この会談で、金正恩委員長が朝鮮半島の非核化への確固たる意志を確認し、両者が6月1日に南北閣僚級協議を行うことに合意したと発表した。

6月1日に開かれた南北閣僚級会談では、同月に南北将官級軍事会談、南北体育会談、南北赤十字会談を行うことが合意された<sup>50</sup>。6月14日の南北将官級軍事会談では、東西海（日本海と黄海）岸の南北間軍通信線復旧に関する合意などを含む共同報道発表文が発表された。6月18日に行われた南北体育会談では南北間でバスケットボールの試合を開催することに合意した。また、6月22日の南北赤十字会談では離散家族再会行事を8月に実施することが合意された。

さらに、8月から9月にかけてインドネシアで開催されたジャカルターパレンバン・アジア大会では、韓国の李洛淵国務総理と北朝鮮の李竜男内閣副総理が参加した開幕式で、南北が共同入場するとともに開会式に参加し、女子バスケットボールやボートなどで南北合同チームを結成した<sup>51</sup>。

韓国は、米朝首脳会談後の「非核化」の内容をめぐる米朝の膠着状態が伝えられるようになると、3月の派遣時と同一の国家情報院長、大統領府国家安保室長らから成る特使団を9月5日に北朝鮮に派遣し、平壤で再び南北首脳会談を開くこと、朝鮮半島の非核化を再確認したこと、首脳会談で非核化の実践方法、相互信頼構築・武力衝突防止の具体的方案を議論すること、首脳会談前に南北連絡事務所を開所することで合意した<sup>52</sup>。合意どおり9月14日、南北連絡事務所は開城にて開設された。

9月18日から20日にかけて行われた2018年に入って3回目となる、第5回南北首脳会談では平壤宣言が発表され、南北間の鉄道および道路連結、条件が整った場合の開城工業団地と金剛山観光事業の再開、ミサイルエンジン試験場と発射台の廃棄、米国の相応の措置に基づく寧辺の核施設の廃棄、金正恩委員長のソウル訪問に合意した<sup>53</sup>。また、文在寅大統領に随行した宋永武国防部長官と、北朝鮮の奴光鉄人民武力相の間では、後述の「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」（以下「軍事



分野合意書」) が署名され、具体的な軍事的緊張緩和措置の実施に合意することとなった。

文在寅大統領は訪朝日程中、平壤に所在する15万人収容のメーデースタジアムで大マスを観覧し、観客らを前にした演説では「我ら民族は優秀であります。我ら民族は強靱であります。我ら民族は平和を愛しています。そして、私たちの民族は共に生きなければなりません」と「優秀な朝鮮民族」をうたいあげた<sup>54</sup>。さらに、文在寅大統領は会談2日目に金正恩委員長と民族の聖地とされる中朝国境に位置する白頭山を訪問し、山頂にあるカルデラ湖・天池に朝鮮半島南部の済州島の水を注ぐなど、同一民族の機運を盛り上げた<sup>55</sup>。

軍事分野合意書に基づき、南北のMDL近傍では、非武装地帯(DMZ)内で南北相互に近接している監視哨所(GP)の撤去、板門店共同警備区域(JSA)の完全非武装化などに着手した。

## (2) 平和体制の構築と米韓同盟

文在寅政権の朝鮮半島政策は、北朝鮮の崩壊を望まず、吸収統一を望まず、人為的統一を追求せず、相互尊重の精神と信頼に基づき、北朝鮮の核問題を解決するというものである<sup>56</sup>。北朝鮮を封じ込めるよりも、緊張緩和を重要視し、それを平和体制へとつなげるという構想を持っているものと分析できる。北朝鮮が本当に非核化する意思があるかどうかは、その構想には直接関係なく、緊張緩和を達成することによって、北朝鮮が核兵器を保有する誘因が低下することを目標にしているものと考えられる。

米国との関係においては、2002年に盧武鉉大統領(当時候補)が、

南北関係さえうまくいけばよいと発言したような極端な発想からは離れており<sup>57</sup>、南北関係を進めるためには、米朝関係の改善が並行しなければならぬという教訓を意識しているとみられる。

さらに、韓国は4月の第3回南北首脳会談の際、文在寅大統領が金正恩委員長に「韓半島新経済地図」構想をUSBメモリーに入れて渡すなど、北朝鮮に南北関係の改善は経済的にも利益があることを示そうとしている。8月15日の光復節における文在寅大統領の祝辞では「平和がまさに経済である」と述べ、緊張緩和と南北経済協力の発展が北朝鮮にとっても韓国にとっても利益になるということを示そうと努力している<sup>58</sup>

前項で触れた板門店宣言は、それらの構想がよく表れたものといえるだろう。板門店宣言では「今年に終戦を宣言し、停戦協定を平和協定に転換し、恒久的で強固な平和体制の構築のための南北米3者、南北米中4者会談の開催を積極的に推進していくことにした」としている。この平和体制について、韓国政府は「平和の回復・維持に関連した諸般の手続き・原則・規範・制度の総体およびそれらが有機的に作動する構造」と定義し、朝鮮半島における平和体制とは「南北間の政治・軍事・経済的信頼と関係国間の敵対関係の解消に基盤を置き、朝鮮半島での戦争の危険が顕著に消滅し、南北が平和裏に共存する体制」と説明している<sup>59</sup>。

非核化の問題については、板門店宣言と平壤宣言で合意された「朝鮮半島の非核化」の代償として北朝鮮に与えられる「安全の保証」が、米国の韓国に対する拡大核抑止提供や、在韓米軍のプレゼンスに制限を加える可能性が排除できない場合、この先米韓同盟において論争となるであろう。

さらに、南北関係、米朝関係の進展に伴って、例年実施されてきた「キーリゾルプ」および「フォールイーグル」、「ウルチ・フリーダム・ガーディアン」、「ヴィジラント・エース」といった米韓合同演習が停止されているが、これが長期化すると比較的短期間のローテーション配備である在韓米軍と韓国軍の連携が弱まり、韓米連合軍の抑止能力の低下が懸

念される。

前項で触れた、平壤宣言と同時に結ばれた軍事分野合意書<sup>60</sup>、軍事演習の実施に当たって南北協議を必要とすること、南北間の MDL を挟んで飛行禁止区域を定めたことにより、米国および韓国の偵察アセットの運用に支障を来すことなどから、同じように、南側の抑止能力が低下することが憂慮されている。

表 3-1 板門店宣言履行のための軍事分野合意書（抜粋）

- 双方は相手方を狙った大規模な軍事訓練および武力増強問題、さまざまな形態の封鎖・遮断および航行妨害の問題、相手方に対する偵察行為の中止問題などに対し「南北軍事共同委員会」を稼働させ協議することにした。
- 双方は 2018 年 11 月 1 日より軍事境界線一帯で相手方を狙った各種の軍事演習を中止することにした。
- 地上では軍事境界線より 5km 以内で砲兵射撃訓練および連隊級以上の野外機動訓練を全面中止することにした。
- 海上では西海にある南側の徳積島以北から、北側の椒島以南までの水域、東海の南側の束草以北から北側の通川以南までの水域で、砲射撃および海上機動訓練を中止し、海岸砲と艦砲の砲口・砲身のカバー設置および砲門閉鎖措置をとることにした。
- 双方は 2018 年 11 月 1 日より、軍事境界線の上空からすべての機種飛行禁止区域を次のように設定することにした。
  - ・ 固定翼航空機は軍事境界線から東部地域は 40km、西部地域は 20km を適用する。
  - ・ 回転翼航空機は軍事境界線から 10km を、無人機は東部地域は 15km、西部地域は 10km を、気球は 25km を適用する。
- 双方は非武装地帯内に、GP をすべて撤収するための試験的措置として、相互に 1km 以内に近接している南北監視哨所を完全に撤収することにした。
- 双方は板門店共同警備区域を非武装化することにした。
- 双方は非武装地帯内で試験的な南北共同遺骸発掘を行うことにした。
- 双方は 2004 年 6 月 4 日に第 2 次南北将官級軍事会談で署名した、「西海海上での偶発的衝突防止」関連合意を再確認し、全面的に復元・履行していくことにした。
- 双方は西海海上で平和水域と試験的な共同漁労区域を設定することにした。

2018 年 9 月 19 日

大韓民国 朝鮮民主主義人民共和国  
 国防部長官 人民武力相  
 宋永武 朝鮮人民軍大将 努光鉄

(出所) 各種報道より執筆者作成。

そのほかにも、7月には北朝鮮産石炭が韓国の港から密搬入され、それを韓国政府が見逃したという案件、8月には南北鉄道・道路共同点検に国連軍司令部が許可を出さなかったという案件、9月には南北共同連絡事務所開所に際して韓国政府が米国側との十分な協議なく 80t の石油などを北朝鮮に搬出しようとしたことが問題になった案件など、たびたび米国と韓国の間で制裁をめぐる見解の差が明らかになっている<sup>61</sup>。これらのことから、韓国は、制裁をなし崩し的に緩めようとしているのではないかという疑念を米国に持たれているようである。文在寅大統領は、10月の欧州歴訪においても、欧州首脳に対北朝鮮制裁の緩和を説いたが、肯定的な反応を得ることはできなかった<sup>62</sup>。

文在寅政権が早期の韓国への移管を目指している戦時作戦統制権については、10月30日に開かれた第50米韓安全保障協議会議（SCM）の共同声明で、両国が移管に必要な条件を満たしているか共同で評価していくことに合意した<sup>63</sup>。移管に当たっては、検証前段階（pre-IOC）、初期運用能力（IOC）、完全運用能力（FOC）、完全任務遂行能力（FMC）の4段階でそれぞれの能力を有しているかを確認する評価が必要とされるが、pre-IOC評価を省略し、IOC評価を2019年から実施することも共同声明に盛り込まれた。

移管後の指揮構造に関しては2013年に、韓国合同参謀本部議長（大将）を連合軍司令官とし、在韓米軍司令官を副司令官とする議論が両国間で出ていた<sup>64</sup>。それを基に議論されたと思われる「戦時作戦統制権移管以降の連合防衛指針」（SCM共同声明とともに発表）は、米韓連合軍司令部において韓国軍の大将が司令官を、米軍の大将が副司令官を務めると公式化し、1953年に締結された米韓相互防衛条約に基づく米韓同盟が地域安全保障と繁栄に寄与してきたことを評価するとともに、戦時作戦統制権の移管以降にも在韓米軍が駐屯すること、国連軍司令部を維持することを明記している<sup>65</sup>。

また、米韓同盟においては、5年ごとに行われている在韓米軍の駐留経費分担をめぐる米韓防衛分担特別協定（SMA）改定交渉も難航した。

2018年に10回にわたり米韓間で交渉が行われたが、米国が韓国の負担金額の大幅増を求め、12月の最後の交渉においては5年ごとの改定交渉を1年ごとにすることを提案するなどしたため、2018年中に合意することができなかった<sup>66</sup>。

### (3) 「国防改革 2.0」の行方

盧武鉉大統領の「国防改革 2020」を受け継ぐ「国防改革 2.0」の概要が、7月、文在寅大統領に報告されたのに続き、12月20日の2019年国防事業報告の場で、「国防改革 2.0 基本計画」が完成したことが明らかにされた。それらによると「国防改革 2.0」には将官の定員削減、下士官以上の女性軍人の比率の拡大、2022年までの現役兵力61万8,000人から50万人への削減（削減はすべて陸軍の定員から）、徴兵された兵士などの軍務期間の短縮などが含まれている<sup>67</sup>。

7月の報告においては「キルチェーン」、「韓国型ミサイル防衛システム」(KAMD)、「大量膺懲報復」(KMPR)からなる「韓国型3軸体系」構築の方針は維持されたが、宋永武国防部長官が就任時から進めてきた「攻勢的新作戦概念」は盛り込まれず、国会での国政監査においても、北朝鮮の非核化の進行と連携させ韓国型3軸体系の構築を柔軟に検討することが報告されていた<sup>68</sup>。その後の12月の国防事業報告の資料および同時期に公表された韓国の新たな「国家安保戦略」には、韓国型3軸体系の構築に関する内容が盛り込まれなかった<sup>69</sup>。ここからは、南北関係が進展する中で、北朝鮮に対する攻撃的な作戦概念構築や、装備、部隊を整備することへの躊躇を見てとることができる。

同時に、韓国国防部が国防事業報告において、北朝鮮以外の「全方位的な安保脅威」への備えを掲げ、「我が海・空域内での周辺国の作戦活動」に「国際法の範囲内で積極的に対応」<sup>70</sup>するとしていた点が注目される。なお、国防事業報告が行われた同日、平素の警戒監視及び情報収集の一環として、日本海を飛行していた海上自衛隊P-1哨戒機が、突然、韓国海軍艦艇から火器管制レーダーの照射を受ける事案が発生し

た。日本は、照射の証拠として哨戒機から撮影した映像等を公開したほか、日韓間で累次に及ぶ協議を重ねてきたが、韓国は照射の事実を否定したばかりでなく、防衛省に「事実の歪曲」の中止と、自衛隊機が「低空で脅威飛行したこと」への謝罪を求めるといった対応に終始した。このため、防衛省は、1月21日に最終見解を公表し、韓国に強く抗議するとともに、韓国に対して、この事実を認め、再発防止を徹底することを求めている<sup>71</sup>。

対内的には、軍における積弊清算も進められている。国防部には2017年9月に「軍の政治介入を禁止し、軍内の人権侵害および非民主的慣行を根絶」するための「軍積弊清算委員会」が設置された。軍積弊清算委員会の調査対象は「憲法的・民主的価値の毀損、人権侵害、軍に対する信頼失墜」行為などで、2018年にかけて4回にわたり勧告案を発表した。勧告案では「軍の政治介入」について、それを指示した上官などに重い刑を規定することが、「将官の職権乱用」については兵士の私的な使役の根絶対策強化が、「将兵の人権侵害」について外出制限などの不合理な制度の改善がうたわれたほか、「軍内の性暴力」のための独立した管理・監督機構の設置が勧告された<sup>72</sup>。

これらの勧告案に挙げられた項目の中でも最も注目を集めているのは「軍の政治介入」である。軍積弊清算委員会とは別途に設置された「国防サイバー書き込み事件調査タスクフォース」の調査結果などによると、2012年の韓国大統領選挙の前後に、当時の国防部長官の承認を受けて、国軍サイバー司令部隷下の心理戦団において通称「書き込み部隊」が、当時の与党候補であった朴槿恵候補を勝利させるために、野党候補であった文在寅候補に不利になるような書き込みをしたとされている<sup>73</sup>。

また、韓国軍において防諜を担当する国軍機務司令部（DSC）が、上記のサイバー司令部と同様に政治介入をしたと指摘されているのに加え、民間人を監視したり、朴槿恵前大統領の弾劾が成立しなかった際にデモが過激化した場合、自らが主導して戒厳令を敷こうとしていた疑惑が報道されている。これらが原因となり、国軍機務司令部は2018年9

月1日をもって国軍軍事安保支援司令部（DSSC）に改編されることとなった。

1980年5月のいわゆる光州民主化運動弾圧への軍の関与についても、ヘリコプターから市民への銃撃があったこと、爆弾を装備した戦闘機を待機させていたこと、女性市民への性的暴行があったことが調査の結果明らかになり、国防部長官が謝罪した<sup>74</sup>。

陸軍士官学校出身者が就くことが多かった韓国軍の高官ポストでも、海軍出身の宋永武国防部長官の後任に空軍出身の鄭景斗・合同参謀議長が任命され<sup>75</sup>、その後任の合同参謀議長には陸軍出身であるものの陸軍士官学校卒業生ではない朴漢基第2作戦司令官が任命されるなど<sup>76</sup>、昨年に引き続き従来の傾向と異なる人事配置が行われている。

(注)

- 1) 『労働新聞』2018年4月21日。
- 2) 朝鮮中央通信、2009年10月18日。
- 3) The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Article VI.
- 4) 朝鮮中央通信、2013年4月1日。以下、「自衛的核保有国」の定義はここから引用。
- 5) 北朝鮮の先行不使用については次の文献。倉田秀也「金正恩『核ドクトリン』の生成と展開—比較のなかの北朝鮮『最小限抑止』の現段階」防衛研究所編『平成28年度安全保障国際シンポジウム報告書』2016年。
- 6) 朝鮮中央通信、2018年5月24日。
- 7) 朝鮮中央通信、2018年5月24日。
- 8) 『労働新聞』2018年5月28日。
- 9) 朝鮮中央通信、2002年10月25日。
- 10) 朝鮮中央通信、2016年7月6日。
- 11) U.S. Department of Defense, “Joint Communiqué of the 49th ROK-U.S. Security Consultative Meeting,” October 28, 2017.
- 12) 倉田秀也「北朝鮮が試みる冷戦構造解体の詭謀」『産経新聞』2018年4月24日。
- 13) 朝鮮中央通信、2018年12月20日。
- 14) Korea Central News Agency, April 28, 2018.
- 15) 典型例として、北朝鮮外務省備忘録、朝鮮中央通信、2013年1月14日。
- 16) 平和体制樹立が不可逆的であり、非核化が可逆的であるとの指摘が次の文献でなされている。倉田秀也「朝鮮半島非核化と平和体制の樹立：争点と展望」『東亜』2018

- 年7月、17頁。
- 17) 『労働新聞』2018年4月21日。
  - 18) 飯村友紀『「対制裁シフト」下における裁量権と統制の相剋：金正恩体制期における『国産化』政策の含意を中心に』日本国際問題研究所『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障（平成29年度外務省外交・安全保障調査研究事業報告書）』2010年3月、163-167頁。
  - 19) Glenn Snyder, *Alliance Politics*, Cornell University Press, 1997, pp. 181-185.
  - 20) 渡邊武「朝鮮平和協定の政治：共通の脅威と盟邦の統制」『東亞』2018年11月、32-34頁。
  - 21) 中国外交部「2008年5月27日外交部发言人秦刚举行例行记者会」2008年5月27日。
  - 22) 同上。
  - 23) 防衛研究所編『東アジア戦略概観2018』2018年、77-78頁。
  - 24) 中国外交部「王毅会见朝鮮外相李勇浩」2018年4月3日。
  - 25) 『労働新聞』2018年3月28日。
  - 26) 中国外交部「王毅同朝鮮外相李勇浩举行会谈」2018年5月2日。
  - 27) 朝鮮中央通信、2018年5月3日。
  - 28) 『労働新聞』2018年6月20日。
  - 29) 朝鮮中央通信、2018年9月30日。
  - 30) 『朝日新聞』2018年6月30日。
  - 31) 倉田秀也『「2・13合意」後の平和体制樹立問題：北朝鮮の認識における当事者論と手続論』日本国際問題研究所編『北朝鮮体制への多層的アプローチ：政治・経済・外交・社会』2011年、22-23、27-29頁。
  - 32) 例えば、朝鮮中央通信（2017年10月12日）で北朝鮮が正統性を認めていない朝鮮国連軍や国連安保理決議に言及する際、括弧付けとなっている。
  - 33) 例えば、朝鮮中央通信、2016年6月25日。
  - 34) 韓国国防部対北政策官室『「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」解説資料』2018年9月19日、8頁。
  - 35) 韓国国会事務所『国会本会議会議録』第364回国会（定期会、臨時議事録）、2018年10月1日、60頁。
  - 36) 韓国国防部対北政策官室『「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」解説資料』17頁。
  - 37) 韓国国会事務所『国会本会議会議録』59頁。
  - 38) 倉田秀也「北朝鮮『非核化』と中国の地域的関与の模索：集団安保と平和体制の間」『国際安全保障』第46巻第2号、2018年9月、82頁。
  - 39) 倉田秀也『「2・13合意」後の平和体制樹立問題』27-29頁。
  - 40) 『労働新聞』2015年10月8日。
  - 41) 渡邊武「韓国のミサイル防衛と同盟の地域的な役割」『プリーフィング・メモ』2016年3月。



- 42) 韓国大統領府「南北高位当局者接触共同報道文」2015年8月25日；『労働新聞』2015年8月25日。
- 43) 防衛研究所編『東アジア戦略概観2018』84頁。
- 44) 『労働新聞』2018年1月1日。
- 45) 聯合ニュース、2018年1月2日。
- 46) 韓国統一部「南北高位級会談共同報道文」2018年1月9日。
- 47) 韓国大統領府「米特使団トランプ大統領面談関連青瓦台ブリーフィング」2018年3月9日。
- 48) 韓国大統領府「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」2018年4月27日；『労働新聞』2018年4月28日。
- 49) 韓国大統領府「文在寅大統領2次南北首脳会談結果発表文」2018年5月27日。
- 50) 韓国大統領府「南北高位級会談共同報道文」2018年6月1日。
- 51) 聯合ニュース、2018年8月16日。
- 52) 韓国大統領府「鄭義溶国家安保室長対北特使団訪朝結果発表」2018年9月6日。
- 53) 韓国大統領府「9月平壤共同宣言」2018年9月19日；『労働新聞』2018年9月20日。
- 54) 韓国大統領府「15万ピョンヤン市民を前に訴えました」2018年9月20日。
- 55) 聯合ニュース、2018年9月20日。
- 56) 韓国統一部『文在寅の韓半島政策』2017年、7頁。
- 57) 聯合ニュース、2002年5月28日。
- 58) 韓国大統領府「第73周年光復節慶祝辞」2018年8月15日。
- 59) 聯合ニュース、2018年4月19日。
- 60) 韓国国防部対北政策官室「『板門店宣言履行のための南北軍事分野合意書』解説資料」。
- 61) 『中央日報』2018年10月10日。
- 62) 『朝鮮日報』2018年10月24日。
- 63) 韓国国防部「第50次米韓安保協議会議（SCM）共同声明」2018年10月31日；U.S. Department of Defense, “Joint Communiqué of the 50th U.S.-ROK Security Consultative Meeting,” October 31, 2018.
- 64) 『国防日報』2013年6月3日。
- 65) 韓国国防部「戦時作戦統制権移管以降の連合防衛指針」2018年10月31日；U.S. Department of Defense, “Guiding Principles Following the Transition of Wartime Operational Control,” October 31, 2018.
- 66) 『国防日報』2018年12月28日。
- 67) 韓国国防部「文在寅政府の『国防改革2.0』大韓民国の平和と繁栄に責任を持つ‘強い軍隊’、‘責任国防’具現」2018年7月27日；韓国国防部「2019年国防部業務報告『国民と共に平和をつくる強い国防』」2018年12月20日。
- 68) 『国防日報』2018年10月12日。

- 69) 韓国国防部「2019年国防部業務報告『国民と共に平和をつくる強い国防』」；韓国大統領府国家安保室「文在寅政府の国家安保戦略」2018年12月。
- 70) 韓国国防部「2019年国防部業務報告『国民と共に平和をつくる強い国防』」。
- 71) 防衛省「韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射に関する防衛省の最終見解について」2019年1月21日。
- 72) 韓国国防部「第6次『軍積幣清算委員会』開催および勧告案発表」2017年12月14日；韓国国防部「『軍積幣清算委員会』2次勧告案発表および国防部の積極的履行意志表明」2018年1月24日；韓国国防部「『軍積幣清算委員会』3次勧告案発表」2018年2月21日；韓国国防部「『軍積幣清算委員会』4次勧告案発表」2018年3月12日。
- 73) 韓国国防部「国防サイバー書き込み事件調査TF活動終了および調査結果発表」2018年7月2日。
- 74) 韓国国防部5-18特別調査委員会「5-18特調委“ヘリコプター射撃初めて確認…戦闘機爆弾装着”」2018年2月7日；『国防日報』2018年2月9日；韓国国防部「鄭景斗国防長官“5-18戒厳軍性暴力痛烈に反省・伏してお詫び”」2018年11月7日。
- 75) 『国防日報』2018年8月30日。
- 76) 『国防日報』2018年9月18日。

第3章担当：渡邊武（代表執筆者、第1節）  
小池修（第2節）